31

の四〇年

――活動しながらの歴史について―

岡田靖雄

精神科医療史研究会

れて、その適用は大幅に制限されようとしている。費負担制度は、精神保健福祉法からこの法律にうつさ支援法が可決され成立した。精神障害者通院医療費公二○○五年一○月三一日衆議院本会議で障害者自立二

一九六四年ライシャワ大使刺傷事件につづき政府は本制度をこの拡大とみなすことはあやまっている。担の対象とするという例(一九六三年より)はあったが、条の仮退院につき、その経過観察に要する費用は国庫負

外来医療費の公費負担については、

精神衛生法第四〇

改正促進の運動では、

精神科医療費全面公費負担要求

九八七年、

一九九五年の法改正で精神障害者の定

った精神衛生法全面

これが阻止されたのちにもりあが

精神衛生法一部緊急改正(改悪)の方針をうちだした。

生業務研究会で、この制度の具体化にとりくんだ。しは当時、厚生省精神衛生課の業務に協力する精神衛は、通院医療費公費負担制度がとりいれられた。わたの声がたかかった。翌年の精神衛生法第一二次改正での声がたかかった。翌年の精神衛生法第一二次改正で

る動きもあった。 る動きもあった。 る動きもあった。 この制度の狙いではなかったが、当時の情勢のなたの制度自体の狙いではなかったが、当時の情勢のないで、本制度利用者のカードをつくって管理にあたり、かで、本制度利用者のカードをつくって管理にあたり、かで、本制度利用者のカードをつくって管理は化は、活核予防法にならった適正医療

とすればとおる、 ちまちで、 だしたものである。 に属せられるものは対象とするとの解釈は、 くまれなかったが、 対象者は、 精神薄弱者および 神経症の病名ではとおらぬが、 当時の法の規定する精神障害者 という県もあった。 運用の実際は都道府県によってま 神経症でも心因精神病、 精 神病質者) で、 神経症 精神神経症 精神病質 わたしが (精神 圏は 病 3

て適正医療の普及は逆行するし、

入院治療から外来治

れは精神科医療の重大な転換である。

精神障害者通院医療費公費負担制度の創設にたちあ

更されて、 対 義 がくわわって、 象もそのままになっていた。二〇〇二年に運用が変 はひろが 対象者の状態像に「不安および不穏状態 ったが、 神経症圏が正式に対象とされた。 本制 度の審査指針はかえられず、

回の制度変更により、 対象疾患の幅がおおきくせ

ば ごろからかなりのびていたが、 得が考慮されることになる。 補完物になってしまう。 医療と通院医療とに分断され、 められ、 自己負担がまし、 本制度の利用者は一九九五年 精神科医療は法律上入院 自己負担額には家族の所 この制度は入院医 今回の 制 度変更によ 療 0

ある。 の医療観察法を中 してい 神喪失者等医療観察法は、 療への転換という狙いはまったく達成されないままで ぬままに、 る。 しかも、 通院医療をふくむ日本の精神科医療は、 精神保健福祉法におおきくくいこもうと 二〇〇五年七月から施行されている心 軸に運用される事態になっており、 その入院施設の建設がすす

してい

る。

革に半世紀努力してきた者として、今の事態をみすご ってその四〇年をみまもってきた者、 精神科医療の改

は、 すことは決してできない。 わたしが精神科医療史に本格的にとりくみだしたの

0 三の「二重の不幸」と略称されることばをそのなかで なう。 客観視すること、 中立性、公正さをうたがう意見もでるだろう。 ははやく、 た歴史は活動の源泉を供給してくれた。現代史の流 みいだすなど、歴史探究はわたしの活動をささえ、 なかに適確に位置づけることには、 ライシャワ大使刺傷事件の前後からである。 活動しながら歴史していくことには、その歴史の それでもわたしは、 現在をつねに歴史していかなくてはならな 自分の活動・見聞をおおきな動きの 活動しながら歴史しようと 非常な困難がとも 自分を ま